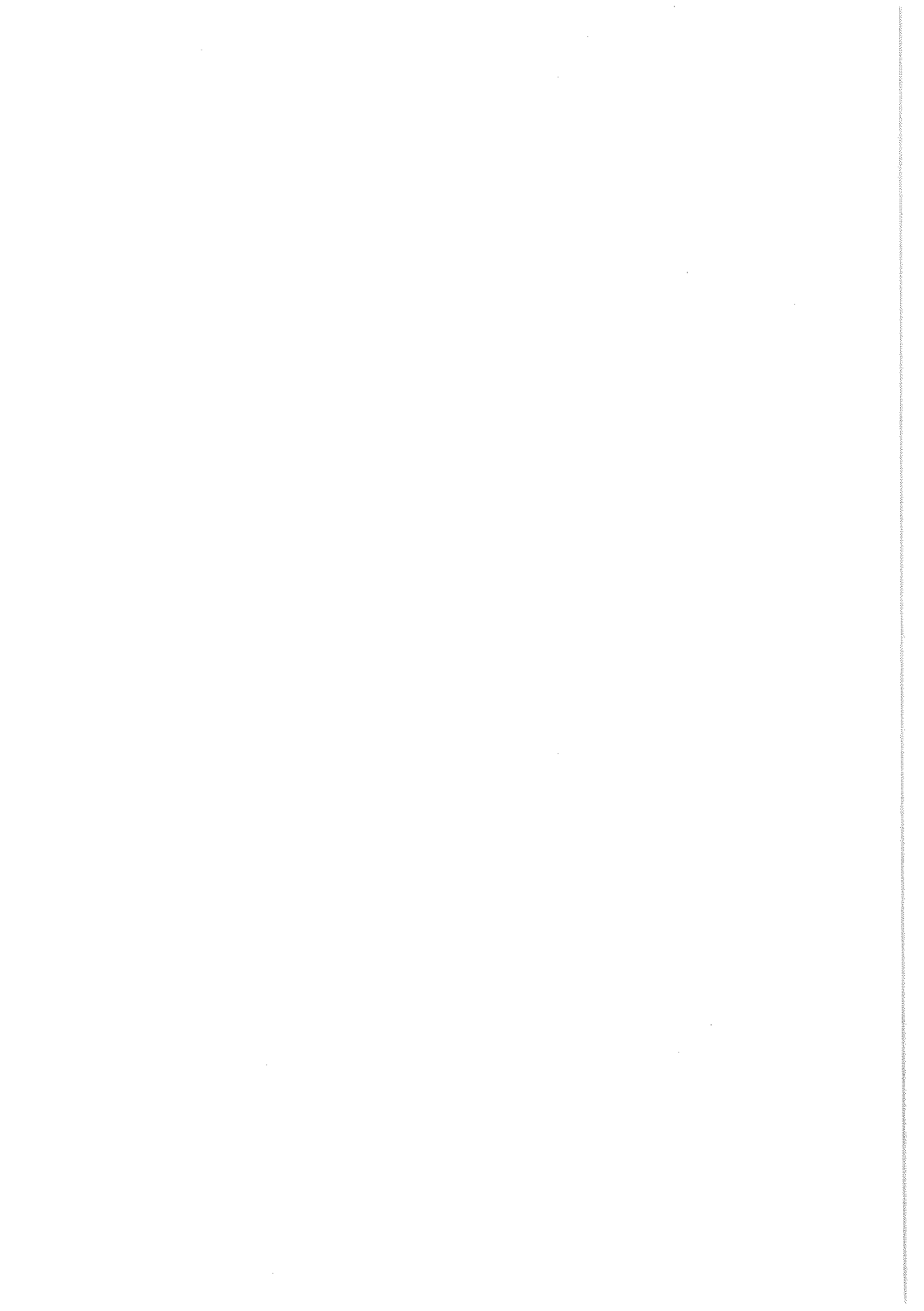


中台関係の新動向 —「国共合作」と東アジア

共同研究者 浅野 和生 (代表)
徳岡 仁
楊 合義



「安全神話」と日本の治安情勢

徳岡 仁

(1) 「安全神話」は何処？

2007年2月9日、警察庁は2006年一年間の刑法犯認知件数（確定値）などの統計を公表した。統計によれば、昨年（2006年）の刑法犯認知件数は2,050,805件で前年比9.6%減、2002年以来四年連続しての減少であった。件数は1998年の水準にまで回復し、検挙率は1999年以来7年ぶりに30%を超えて31.2%となったのである¹⁾。

「包括罪種」では²⁾、凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）が10,124件（前年比10.9%減）、知能犯（詐欺、横領（占有離脱物横領は除く）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪）は84,271件（同13.6%減）、窃盗犯は1,534,528件（同11.0%減）であったが、暴行などの粗暴犯は76,303件と前年比では3.4%の増加をみた。また、重要犯罪（『警察白書』において「殺人」、「強盗」、「放火」、「強姦」、「略取」・「誘拐」、「強制わいせつ」をいう）は、18,649件で前年比8.5%減で、検挙率は59.4%と前年より3.4ポイント増えた。しかし、検挙率は2001年に60%を割り込んでからは回復していない。さらに、殺人や強盗殺人などで全国の各警察本部に設置された捜査本部が解決した事案は93.3%で、解決率が90%以上となったのは1989年以来という。ちなみに捜査本部設置件数は95件で前年より20件の減少であった³⁾。

最近の高齢化の流れは犯罪者の構成にも変化をもたらし、警察庁によれば、2005年の刑法犯の検挙者数のうち65歳以上の高齢者は、全検挙者の10.9%にあたる42,108人になったという⁴⁾。加えて、最近の傾向として「凶悪犯罪の多発や被害者・遺族感情を重視した厳罰化の流れをくんだ死刑判決の増加があり、死刑確定囚が「戦後初めて100人の大台に乗ったのである⁵⁾。「最高裁で死刑を言い渡された被告は昨年（2006年）まで3年連続で2ケタ（2004年13人、2005年10人、2006年16人）」、「一方で死刑を執行された死刑囚は毎年数人程度で推移」しているので「死刑確定囚の増加要因となっている」という。

最近の治安情勢について世論がどのように捉えているのかについては、2006年12月14日から同月24日の間に内閣府大臣官房政府広報室が全国で実施した「治安に関する世論調

表①：包括罪種別認知件数および検挙率比較（1997・2006）

	1997			2006		
	認知件数	検挙件数	検挙率%	認知件数	検挙件数	検挙率%
凶悪犯	7,684	6,733	87.6	10,124	7,125	70.4
粗暴犯	40,570	29,967	73.9	76,303	49,409	64.8
窃盗犯	1,665,543	586,648	35.2	1,534,528	416,281	27.1
知能犯	61,316	57,811	94.3	84,271	37,296	44.3
風俗犯	6,763	6,124	90.6	11,932	6,752	56.6
その他	117,688	72,326	61.5	333,692	123,794	37.1

査」によれば⁶⁾、「現在の日本が、治安がよく、安全で安心して暮らせる国だとおもいますか」との間にたいして、「そう思う」と答えたものは12.3%、「どちらかといえばそう思う」としたもの33.9%で併せて46.2%。「あまりそう思わない」が35.7%、「そう思わない」は16.9%で併せて52.6%となり、2004年7月8日から同月18日にかけて行われた前回の調査と比較すると⁷⁾、治安の状況について肯定的に捉えてものが42.4%から46.2%へと4ポイント上昇した。逆に否定的に答えたものは、54.7%から52.6%へと2ポイント減少した。しかしながら、日本の治安がこの十年間で「悪くなった」と答えたものがなお84.3%もの高水準（前回の調査と比べると、「よくなったと思う」が7.1%から11.3%へ、「悪くなったと思う」は86.6%から84.3%へとそれぞれ否定的回答をするものの割合が減少している）で、「日本は治安が良く安心して暮らせる国か」との問いについては、「そう思わない」としたものが52.5%と過半数を超えた。さらに、犯罪に会うなど「不安になる場所」は、「インターネット空間」が40.1%にのぼり前回に比べて倍増したことから、インターネットの普及が新たな危機意識を生み「体感治安」に深刻な影響を及ぼす要因となったのである。表①を見る限り、この十年では一部を除いて検挙件数の増加を見るが、検挙率に至っては、半分になったものを含めすべて悪化していることがわかる。

『平成18年版 警察白書』によれば、刑法犯の認知件数は2002年の2,853,739件をピークに下降を続け、2005年では2,269,293件と2004年に比べて20.5%も減少した⁸⁾。「包括罪種」別に見ても、凶悪犯が前年の2004年に比べると13.0%も減少するなど、全ての「包括罪種」において減少したのであった。刑法犯検挙件数は、凶悪犯、粗暴犯を除くと軒並み増加した⁹⁾。

単純にみれば、上述のような最近の認知件数の減少と検挙率の上昇が「現在の日本が、治安がよく、安全で安心して暮らせる国だとおもいますか」という間にたいして「そう思う」とする肯定的な回答の増加要因と考えられる。しかしながら、「殺人、強盗、放火などの重要犯罪の検挙率は59.7%（2006年1月～11月）と、80%台をキープしていた10年前と比べると遠く及ばない状況」で¹⁰⁾、2005年現在検挙率はなお30%にとどかないのである（表②参照）。

治安が悪くなった原因については、「来日外国人による犯罪が増えたから」と答えたものが55.1%と最も多く、次いで「地域社会の連帯意識が稀薄となったから」（49.0%）、「青少年の教育が不十分だから」（48.1%）、「様々な情報が氾濫し、それが容易に手に入るようになったから」（43.1%）の順であった（複数回答、上位4項目）。

「来日外国人による犯罪が増えたから」ということを原因にすることが最も多かったのは前回の調査と同じであった。また、「地域社会の連帯意識が稀薄となったから」を原因と答えた割合は、前回の43.8%から49.0%へと増えた。

犯罪の傾向については、「低年齢化している」を挙げた者の割合が77.2%と最も高く、次いで「残酷になっている」（66.5%）、「高齢者や子どもなど弱者を狙ったものが増えて

表②：最近10年間の刑法犯罪の状況

年度	認知件数	検挙件数	検挙率	発生率
1997	1,899,564	759,609	40.0	1,506
1998	2,033,546	772,282	38.0	1,608
1999	2,165,626	721,284	33.8	1,710
2000	2,443,470	576,771	23.6	1,925
2001	2,735,612	542,115	19.8	2,149
2002	2,853,739	592,359	20.8	2,240
2003	2,790,136	648,319	23.2	2,187
2004	2,562,767	667,620	26.1	2,007
2005	2,269,293	649,503	28.6	1,776
2006	2,050,850	640,657	31.2	1,605

『平成17年版 警察白書』および警察庁刑事局刑事企画課『犯罪統計資料』から作成

いる」(61.3%)、「単純な動機で発生している」(58.4%)と続く。

また、犯罪に遭遇したときに警察に通報、協力すると答えるものの割合が、「地域社会の連帯意識が稀薄となったから」ということに対する危機感からか、「必ず通報する」とするものが53.5%から56.7%へ、「協力する」とするものが94.5%から96.6%へと、それぞれわずかではあるが上昇している。

警察庁生活安全局少年課は、その「少年非行等の概要(平成18年1～12月)」で「少年による社会の耳目を集める重大な事件は後を絶たないが、「平成18年中における少年非行情勢は、刑法犯少年の検挙人員が3年連続で減少し、知能犯を除くすべての包括罪種で減少した」と概括したのであった。

こうした調査や当局の治安情勢に対する評価などから、最近の治安情勢に対する「体感治安」は、来日外国人による犯罪および青少年による犯罪が大きな影響をもたらす要因となっていると考えられる。とくに、来日外国人による犯罪はアンケートの回答数の上から判断すると若干その影響が大きいようである。

まず、「体感治安」に影響をもたらす要因の第二位であった青少年犯罪については、表③が最近の青少年犯罪をその検挙人員数の推移で見たものである。少年の刑法犯は、法務

表③：最近10年間の刑法犯検挙人員および少年比

年度	検挙人員	少年検挙人員	少年比%
1997	313,573	152,825	48.7
1998	324,263	157,385	48.5
1999	315,355	141,721	44.9
2000	309,649	132,336	42.7
2001	325,292	138,654	42.6
2002	347,880	141,775	40.8
2003	379,910	144,404	38.0
2004	389,297	134,847	34.7
2005	386,955	123,715	32.0
2006	384,250	112,817	29.4

警察庁生活安全局少年課『少年非行等の概要』<http://www.npa.go.jp>、同刑事局刑事企画課『犯罪統計資料』<http://www.npa.go.jp>、警察庁編『警察白書』などより作成。

省の『平成17年版 犯罪白書』「少年刑法犯の主要罪名別検挙人員」によれば、昭和55(1980)年に219,956人が検挙されて始めて20万人を超えてから昭和58(1983)年に261,634人とピークを迎え、その後平成1(1989)年まで20万人台で推移した。さらに、『同年版 犯罪白書』「少年一般刑法犯の年齢層別検挙人員・人口比・少年比」によれば、昭和55年以降は刑法犯の検挙人員の約半数が少年によって占められているのである。そればかりか、成人と少年とのそれぞれの人口比を比較すると成人のそれを昭和33(1958)年に超えてから一貫して凌駕し、以降は1.5～2倍となっており、こうして日本における刑法犯急増すなわち「安全神話」崩壊の大きな要因となったのである¹¹⁾。

警察庁は、今年公表した『少年非行等の概要』において昨年一年間の刑法犯罪について概括し、なお「少年の非行防止、保護の両面において予断を許さない状況にある」としたが、「平成18年中における少年非行情勢は、刑法犯少年の検挙人員が3年連続で減少し、知能犯を除くすべての包括犯罪で減少した」こと、人口比は、平成18(2006)年で「14.8(戦後最高は昭和57、58年の18.8)となり、成人(2.6)の約5.7倍であった」が、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は29.4%で、前年を2.6ポイント下回り、昭和47年(28.9%)以来34年ぶりの低い割合となった」という¹²⁾。

一方、『治安に関する世論調査』において治安の悪化を「来日外国人による犯罪が増えたから」とした人々の「体感」は、警察庁が2007年2月9日に公表した『捜査活動に関する統計等』の「平成18年中における来日外国人犯罪の検挙状況について(概観)」において「総検挙数が過去最高を記録した前年と比較して、件数、人員ともに減少したものの、10年前と比較して、件数で約1.5倍、人員で約1.6倍に増加」したままであって「依然として高水準で推移」と治安の状況を概観したが、このような来日外国人による犯罪活動は依然として深刻な影響を人々に与えた結果であるといえるのであろう。

とくに1990年以降の国際化の進展と国際交流の拡大発展は、来日する外国人のかつて経験しなかったほどの急増と、それに比例して外国人とくに来日外国人による犯罪の急増をみたのであった。来日外国人の検挙人員が在日外国人のそれを超えた1993年、『警察白書』は「我が国における来日外国人による犯罪が急増し」、「約30万人という大量の不法滞在者が存在し、それらの者による犯罪の発生、不法就労や不法入国を手引きするブローカーの存在、住民とのトラブルの発生等の社会問題が生じている」と危機感をつのらせた¹³⁾。

1978年に100万人を超えた来日外国人は、2005年には745万人を数える。さらに、78年に検挙された来日外国人刑法犯は390人であったが、05年には8,505人にもなった。来日人数が7.45倍の増加であったのに検挙された刑法犯人数は21.8倍にもなった。また、来日外

表④：来日外国人犯罪検挙数

年度	一般刑法検挙件数	同検挙人員数	特別法検挙件数	同検挙人員数
1980	867件	782人	2,643件	2,280
1998	21,689	5,382	10,090	8,036
1999	25,135	5,963	9,263	7,473
2000	22,947	6,329	8,024	6,382
2001	18,199	7,168	9,564	7,492
2002	24,259	7,691	10,488	8,522
2003	27,258	8,725	13,357	11,282
2004	32,087	8,898	15,041	12,944
2005	33,037	8,505	14,828	12,673
2006	27,445	8,145	12,670	10,721

法務省編『犯罪白書』、警察庁刑事局『犯罪統計資料』より作成

国人におけるこれら刑法犯のそれぞれの割合は、1978年では0.04%であったが2005年には0.11%となった。2.75倍の増加である。1996年から2005年の十年に限ると、入国者数が424万5千人から745万人へと1.76倍となり、この間の刑法犯検挙人数は6,026人から8,505人へと1.41倍へと増加した。ところが、特別法犯の検挙人数まで加えると、11,949人から21,178人へと1.77倍へと入国者数の増加率よりも大きくなる。来日外国人における検挙者数の割合は、ともに0.28%と数字は変わらないけれども、来日数が増加していることから深刻な事態であることがより鮮明となろう¹⁴⁾。

(2) 1970年代の「安全神話」の形成

1946年以降日本における一般刑法犯の発生率は、1948年に2,000件となって戦後の混乱期の最高を記録してから1973年に1,091件となるまで概ね減少し続ける¹⁵⁾。その後1970年代は1,100代の低い水準で推移し、過去に例を見ない良好な治安状況を見たのであった。さらに、西側先進国である米英仏独四カ国の主要犯罪（殺人、強盗、傷害、窃盗、強姦）と比較すると、強盗においては最多のアメリカが186.7、日本はわずかに1.8とアメリカの

強盗事案は約104倍もの発生率となるなど、いずれの罪種においても日本は最低の発生率を記録した¹⁶⁾。主要先進国におけるこうした犯罪発生率に比べて国内の一般刑法犯罪の発生率は比較的低い水準で安定し、検挙率は50%台後半で推移したと相俟ってこれらの数値が表現する治安情勢は、まさしく「安全神話」の形成に大きく作用したのであった。

経済は1955年に戦前の所得水準まで回復し、さらにその後高度経済成長を遂げた。「所得水準の上昇、分配の平等、自由時間の増大、人口の都市集中、都市的な生活様式の定着など、大量生産・大量消費の都市型社会に発展」したが、しかし高度経済成長を経て欧米型の高度工業化社会を実現したものの日本の治安状況は犯罪の発生率など欧米とは逆の減少を示したのであった。こうした現実を前にして1979年の『犯罪白書』は、欧米先進国に比べて日本の治安の良さは日本の社会的、文化的特質にあると、以下の七項目にわたる特質を挙げたのであった¹⁷⁾。

1. 自然の国境をもつ島国として、民族・言語・文化の完全な統一性をもつ社会的・文化的同質性
2. 家族・コミュニティ・企業などの強い連帯性と団結性。それから生ずる集団性と組織性
3. 古い文化的伝統から生まれた固有の倫理。すなわち、恥と名誉を重んじ、克己・練成の中に道を求めようとする精神。自己と他者、敵と味方という対立相克よりも、「思いやり」や調和・情感を重視する価値観
4. このような倫理と集団性の強固な基盤から生ずる非公式な社会統制の強い力
5. 固定した社会階層が存在せず、地位・職業・収入などが個人の努力により上昇の機会を平等に保障されている高度の流動性をもつ社会。上昇志向と克己の倫理から生ずる勤勉性
6. 公式な社会統制としての刑事司法の統一性と効率性。特に、警察の高い操作能力。検察の起訴独占・便宜主義の適正・柔軟な運用。裁判における実体真実主義と当事者主義の統合。強制における規律と教育の調和。更生保護における大幅な公衆参加。
7. 歴史的伝統に胚胎する殺傷用銃器に対する国民的な拒否意識と、それに基づく銃器規制の有効性

刑法犯の発生率が最低を記録した1973年に至るまでの二十年間の治安状況を回顧した『昭和49年版 警察白書』は、「この20年間は、経済の高度成長によって特徴づけられ」、これまでの世界に例を見ない安定し良好な治安を有する社会を実現したが、「このような急激な経済成長は、当然のことながら著しい社会的な変動とそこから生じるひずみともい

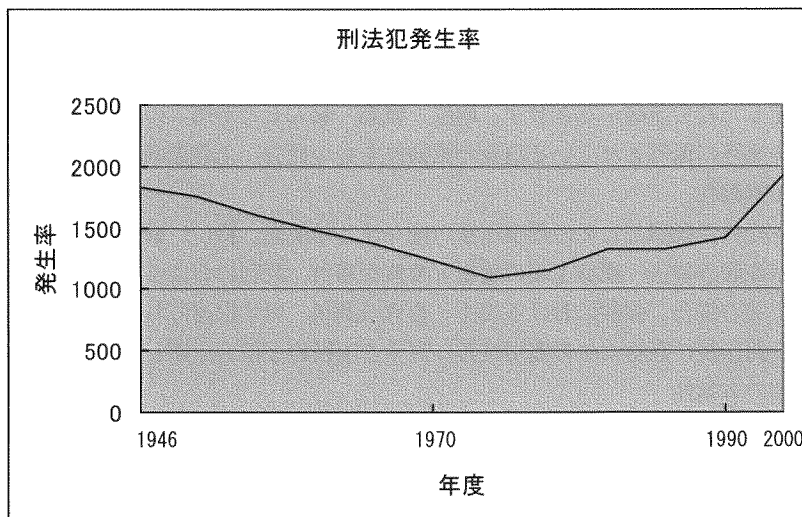
うべき現象をもたらした」と回顧する。

高度経済成長は、当然のこととして「都市化問題となって現れ」たが、その結果、全人口の七割以上が集中する都市では、「移動があまりにも急激なものであった」ためにインフラの整備が伴わなかった。さらに、こうした都市の形成は「情報化社会を出現させ」、「経済活動の能率化、国民の知的水準、権利意識の向上をもたら」したが、「古い権威の喪失、享楽的な風潮の高まり、住民の連帯意識の希薄化、伝統的な地域社会の解体、道徳律のし緩などを生じ」たという。そして、このことが「犯罪の悪質化、風俗環境の悪化、少年非行の増大など」をもたらしたと分析する¹⁸⁾。

戦後最低の発生率を記録して最も良好な治安状況を現出した1973年の状況を分析した報告ではあったが、良好な治安を「陽気」とすれば、「陽気」が極ればそこにはすでに「陰気」が胚胎することを的確に見抜いた分析だったといえよう。

「表⑤：刑法犯発生率」では、上述した治安悪化へと70年代半ばで転化する傾向を見ることができる。1990年代に入るとそれまで緩慢であった上昇カーブが一転して右肩上がり急激に増加する¹⁹⁾。当初は緩慢な曲線を描くが、バブル経済が崩壊した平成になると急増、21世紀に入った2001年にはついに戦後最高であった2,000を超えて、発生率が2,149と

表⑤：刑法犯発生率



『平成17年版 犯罪白書』より作成。1946年以降2000年までの概略を表示した。

なったのであった。

こうした刑法犯の増加は、一貫して増え続ける青少年犯罪に負うところは大きいが、加えて来日外国人による犯罪もその大きな要因となっているのである。上述したように1978年に来日外国人が100万人を超えたが、その後来日数は急激に増え1990年には3,504,470人、2000年で5,272,095人となり、2005年には7,450,103人とついに7.5倍となった²⁰⁾。『警察

表⑥：外国人および中国人による犯罪（1989～2005年）

年度	検挙件数	検挙人員数	内中国人検挙件数	同検挙人員数
1989	3,572	2,989	1,895(33.2%)	1,709(57.2%)
1990	4,064	2,978	1,841(45.3%)	1,288(43.3%)
1991	6,990	4,813	2,204(31.5%)	1,732(40.0%)
1992	7,457	5,961	2,417(32.4%)	1,933(32.4%)
1993	12,771	7,276	3,685(28.9%)	2,668(36.7%)
1994	21,574	13,576	5,916(27.4%)	3,916(28.8%)
1995	24,374	11,976	8,094(33.2%)	3,672(30.7%)
1996	27,414	11,949	7,310(26.7%)	3,613(30.2%)
1997	32,033	13,883	8,501(26.5%)	4,899(35.3%)
1998	31,779	13,418	10,451(32.9%)	4,759(35.5%)
1999	34,398	13,436	15,458(44.9%)	5,352(39.8%)
2000	32,971	12,711	16,784(54.2%)	5,189(40.8%)
2001	27,763	14,660	12,131(43.7%)	5,879(40.1%)
2002	34,746	16,212	12,667(36.5%)	6,487(40.0%)
2003	40,615	20,007	16,708(41.1%)	8,996(45.0%)
2004	47,128	21,842	16,950(36.0%)	9,259(42.4%)
2005	47,865	21,178	17,006(35.5%)	8,691(41.0%)
2006	40,126	18,895	14,164(35.3%)	6,986(37.0%)

各年度『警察白書』により作成

④ 中国は、台湾と香港を含む。なお、平成5年までは刑法犯（交通業過を除く）のみで平成6年以降は特別法犯も含まれる。

白書』により作成した表⑥を見ると、1994年に刑法犯の検挙件数および同検挙人員がともに急増するが、これは93年以前においては特別法犯が含まれていなかったことによる。しかし、若干の波のあるものの概ね増加傾向にあり、1994年と2006年を比べると検挙件数で約1.9倍、検挙人員で約1.4倍にもなったのである。この間の交通業過を除いた刑法犯全体の検挙件数は、767,844件から667,890件へと減少した。ところが、同検挙人員は297,725人から389,297人へと約1.3倍増加したが、その増加の割合は来日外国人の増加の割合には及ばないものであった²¹⁾。また、この間の1996年から2002年までは連続して戦後のワースト記録を更新していた時期で、刑法犯の認知件数は、約1.6倍にもなったが、戦後はじめて検挙率が20%を切ったこともあって、検挙件数は約0.8倍となった²²⁾。同時期の来日外国人の刑法犯検挙件数は、逆に約1.3倍と急増したのであった。ちなみに1996年から2002年までの間で少年の刑法犯検挙人員数の変化は、156,823人から162,280人へと変化し約1.03倍となった²³⁾。

(3) 「国際化」する治安情勢と「安全神話」の崩壊

戦後の混乱期で最高とされていた犯罪発生率は、1946年の2,000であった。まさしく戦後の混乱期を象徴する治安の状況を表現する数値であった。その後、1970年代まで若干の曲折はあったものの一貫して発生率は減少し、治安の好転が実感できる時期が続いたことはすでに上述したところである。

こうした安定した治安情勢が転化したのは、1970年代後半からであったが、刑法犯の発生率が1973年に1,091と最低を記録してその前年の1,137をその後超えるのが1978年になってからである。すなわち1973年から77年までの5年間が発生率の谷底を形成したのであった。表⑤はこのことをビジュアルに表現したものである。戦後から現在に至るまでの交通業過を除く刑法犯発生率を表した表⑤は、1945年から5年毎の数値を採ったものであるから明確な形を成していないが、グラフは「U字」の形状をなし戦後日本の犯罪状況を端的に表現するものなのである²⁴⁾。

2006年12月、死体損壊遺棄容疑で逮捕された40歳の女性容疑者は、さらに殺人、詐欺の容疑で捜査中であるといわれるが、約15年前、中国・四川省から観光ビザで来日した。その後、不法就労を続けるうちに日本人男性と結婚、女兒を出産して配偶者の在留資格を取得した。さらにこの男性とは死別したが、日本に帰化していた²⁵⁾。すでに帰化して日本国籍を有するこの容疑者は、したがって、外国人犯罪者として処理されるわけではない。た

だ、不法残留であったにもかかわらず日本人の配偶者として「住所、能力、生計の条件」などを満たしたとして、「簡易帰化」が認められたという経歴の持主である²⁶⁾。さらに、中国人配偶者による凶悪犯罪が千葉県と滋賀県で発生したことは記憶に新しい。この十年間、中国人の帰化許可者数は合計で46,383人にのぼる²⁷⁾。こうした帰化は、申請件数に対する許可件数が99.9%とほとんど許可されているのである。

警察庁によると、2006年の一年間における来日外国人による犯罪の摘発件数が前年比16.2%減の40,126件、摘発者数は18,895人で前年比10.8%減少した。車上狙いや自販機狙いなどの窃盗が5,000件以上減少したことが影響した。また、外国人の「刑法犯摘発者数が、15年前と比べて滋賀で231倍、岐阜で188.1倍など地方に急速に拡散している実態が浮かび上がった」という²⁸⁾。2005年には過去最高の摘発者数47,865人を数えたが、昨年06年は5年ぶりに減少したことになった。

国籍別では、中国が14,164件（全体の35.3%）、6,986人（同37.0%）で相変わらず最も多く²⁹⁾、次いでブラジル、トルコ、韓国の順であった。罪名では、中国人は侵入盗で全体の62.5%を占めた。また、警察庁は、「定住資格を持つ外国人の集団居住地域を抱える県で、来日外国人犯罪が増加している。同国人同士の地域的結びつきを契機に、犯罪集団化するケースがあるのでは」と分析して取り締まりに生かすという。

最近、ひき逃げや殺人容疑でブラジル人が母国で代理処罰規定により刑事訴追されているが、2006年末現在日本国内で犯罪を引き起こして国外逃亡している外国人容疑者は、656人に達し、中国人が最多の291人を占める。次いでブラジル人の92人であった³⁰⁾。

来日外国人の刑法犯による検挙人員は、昭和46年にはわずか195人であったのが³¹⁾、21,178人へと約109倍となった³²⁾。この間の来日外国人数は、約77万人から約745万人へと10倍弱の増加を見るに過ぎない³³⁾。一方で、在日外国人（警察庁によれば、定住者や在日米軍などの在留資格保持以外のもの）の有罪人員数（「80%以上が韓国・朝鮮人」）は、終戦直後から昭和60年まで一貫して減少してきたという³⁴⁾。

「外国人による一般刑法犯検挙件数・人員を見ると、来日外国人以外の外国人は長期減少傾向にあるのに対し、来日外国人は、昭和55（1980）年以降大きく増加しており、検挙人員において平成3（1991）年から、検挙件数において同5年から、来日外国人がその他の外国人を超え（特別法犯については件数および人員についてともに平成2（1990）年に50%を超えた）」、「平成15（2003）年における来日外国人一般刑法犯の検挙人員は8,725人（前年比1,035人増）、検挙件数は27,258件（前年比3,000件増）で、いずれも昭和55年以降最多」だったという³⁵⁾。

来日外国人による犯罪は、その検挙数や検挙人員数を見ると、全体の中では数%にすぎないので治安の情勢に与える影響は小さいという議論がある。しかし、1979年の『犯罪白書』は、欧米先進国に比べて日本の治安の良さが「自然の国境をもつ島国として、民族・言語・文化の完全な統一性をもつ社会的・文化的同質性」、「家族・コミュニティ・企業などの強い連帯性と団結性。それから生ずる集団性と組織性」などの日本の社会的、文化的特質にあるとしていたが³⁶⁾、このような特質を持つ社会に入ってくる「異形の外来者」は当然のこと違和感を持って見られるばかりか、ましてや最近の外国人犯罪は、東京を始めとする首都圏においてのみ発生するのではなく、「刑法犯摘発者数が、15年前と比べて滋賀で231倍、岐阜で188.1倍など地方に急速に拡散している実態が浮かび上がった」状況においては、その一挙手一投足は地方において必要以上の注目を浴びるのである。2005年における入国者数は7,450,103人、そしてこの年の交通業過を除く刑法犯検挙件数は648,627件であった。犯罪の発生率は、『犯罪白書』によれば人口10万人当たり認知件数であるが、しかし、外国人だけの認知件数というのは計測不可能であるので日本人によるものと外国人によるもののそれぞれの発生率を比較できない。そこで来日外国人総数と外国人刑法犯罪の検挙件数の割合をみることで外国人による犯罪は一体どの程度の規模で発生したのかを見ることは可能であろう。2005年における外国人入国者数10万人当たりの刑法犯検挙数を見ると、約638となる。検挙件数のみ比較すると外国人のそれは、日本全体のそれと比較すると7.4%にしか過ぎないが、同様にこの年の日本人10万人当たりの検挙数を見ると約529となり、約1.2倍となる。来日外国人の数に比例しているが、その数は20%ほど多いことが判る。

「国際化」が進みつつあるといいながら、地方においてはなおその実感が伴わない中で、2006年来日外国人が検挙数が前年比100%を越えたのは、岩手(110.0%)、山形(234.1%)、鳥取(382.7%)、大分(105.6%)、宮崎(157.1%)と東北、中国、九州といった地域であった³⁷⁾。

これまで「治安問題」など全く無縁であったとは言えないまでも、まだまだ防犯意識は低かった地域であった。したがって外国人犯罪者にとっては好都合のターゲットとなったのである。上述したような外国人による犯罪の激増に見舞われ、その結果、当然のことながら「体感治安」に対する影響は、それまで無防備であったばかりにこのほか大きなものとなったであろう。

(4) 現在の治安情勢をどのようにみるか

2001年に刑法犯検挙率が戦後最低の19.8%にまで低下し、翌02年の「刑法犯認知件数は285万3,739件と7年連続で戦後最多を記録し」た治安情勢を受けて警察庁は、「犯罪の増加の基調に早急に歯止めをかけ、国民の不安を解消するため」、2003年を「治安回復元年とすべく」、同年8月『緊急治安対策プログラム』を作成し、「おおむね3年程度を目標として、本プログラムに記載された施策の実現に向けて取組みを進め、国民が安心して暮らせる安全な社会の確立を目指していく」としたのである³⁸⁾。

『プログラム』では、「街頭犯罪や侵入犯罪の急激な増加、刑法犯検挙人員の4割を占める少年犯罪、重要凶悪犯罪の増加、来日外国人犯罪や暴力団犯罪等の組織犯罪が国民の日常生活に多大の不安を抱かせ、さらには我が国の社会・経済にも影響を与え、「社会のグローバル化、IT化に伴い、国際テロ、北朝鮮に関わる問題、サイバー犯罪・サイバーテロ等新たな脅威に直面」しているが、「他方、増加の一途をたどる犯罪の捜査、刑事司法の精密化、各種相談業務の増加等により、第一線警察の業務負担は深刻な状況にある」と分析し、6項目の提起を行った。

第一に「犯罪抑止のための総合対策」として、「刑法犯認知件数の増加は、ひたたくり等の街頭犯罪および侵入窃盗等の侵入犯罪、少年犯罪、重要凶悪犯罪の増加等によるものであり、国民の身近な場で発生していることから、国民の不安感が増大している」とこれらの犯罪抑止の総合対策をあげる。第二に「組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策」を挙げ、「犯罪情勢悪化の要因の一つに、来日外国人組織による犯罪、組織的なけん銃及び薬物の密輸・密売事件、暴力団による犯罪など、組織を背景として行われる犯罪の深刻さがある」とし、「来日外国人犯罪の検挙件数は、過去10年間で約2倍と急激に増加し、凶悪化・組織化も進んでいる」と対策を進める中で入管や中国公安部などの外部機関との連携推進を提言する。

『緊急治安対策プログラム』で明言された3年間で施策を実現する目標は、「平成14年に戦後最多の約285万件に達した刑法犯認知件数は、平成15年以降減少して、平成17年には226万9,293件となり、また、平成13年に約166万件に達した主な街頭犯罪の認知件数は平成17年には108万6,497件に、平成15年に約38万件に達した主な侵入犯罪の認知件数は平成17年には28万1,499件にまで減少した。さらに、内閣府が実施した「社会意識に関する世論調査」によれば、治安ははまだ『悪い方向に向かっている分野』の第一位であるもの

の、このように考える者の割合は、本年の調査結果では38.3%と、平成17年の47.9%から9.6ポイント改善した」という。

しかしながら、刑法犯認知件数は、「いまだ昭和40年代の2倍近くの水準にあることに変わりはなく」、子どもをめぐる犯罪や事件が頻発して社会を震撼させるが、『緊急治安対策プログラム』に基づく施策を引き続き着実に実施するとともに、同プログラムを補完・加速化して、犯罪の発生を抑止し、犯罪を検挙する取組みを推進」するためにあらたに『治安再生に向けた7つの重点』をまとめ、平成19年度末までにその施策の実現を図るとした³⁹⁾。

施策の第一は、「安全・安心なまちづくり」として、「子どもを犯罪被害から守り、少年の非行を防止するための対策」を挙げた。平成17(2005)年と平成18(2006)年との刑法犯の罪種別を比較すると、「粗暴犯」の認知件数、検挙件数および検挙人員数において増加しており、さらに少年の凶器準備集合の検挙人員数も増えていた。「安全と安心」にとっては最もマイナス要因となろう。さらに、「繁華街・歓楽街における安全・安心の確保」として暴力団や外国人犯罪組織の犯罪拠点となっている繁華街や歓楽街の再生に取り組むことを目標に掲げる。さらに、滞在外国人との共生を推進するという。一方で「来日外国人犯罪は、平成17年の検挙件数が過去最多を更新するなど、依然として厳しい状況にある」として「効率的な来日外国人犯罪捜査の推進」と「実効性のある在留管理システムの構築」に向けて積極的に施策実現を目指す⁴⁰⁾。

『平成18年版 犯罪白書』は、交通業過を除く一般刑法犯の認知件数が戦後最低を記録した1973年より2005年までを三つの時期に分けてその動向を分析した⁴¹⁾。第一期は、1973年から1995年までで、資料①～④を参照すると、この時期以降2002年に戦後最高を記録するまで増加し続けるが95年は件数で前年比減少を記録する最後の年である。窃盗を除く刑法犯の認知件数がほぼ横ばいに推移する。

第二期は、1996年から2002年までで刑法犯の認知件数は約107万件増加したが、この時期窃盗犯は約81万件であった。前の時期と違って増加分の約75%を占めるにすぎないのである。窃盗を除く刑法犯は2000年以降急増。

第三期は、2002年から05年にかけて認知件数は約58万件減少した。窃盗犯が約65万件減少したことから窃盗犯以外は増加したことになった。そのピークは、2004年であった。

これらの時期における認知件数増減分の大部分を占める窃盗犯のうち、街頭窃盗(車上ねらい、自動販売機ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗が第二期に急増し増加した窃盗犯の約63%を占めた。そしてそのピークは、2001年で1,430,203件に達した。

こうした街頭犯罪は、さらに暴行犯罪が1996年から一貫して増加しており、1996年から2005年までで約4倍となったことと加えて「体感治安」に積極的な影響をおよぼしたものと容易に想像できるであろう。

社会の治安について悪化していると否定的に評価するか、悪化しているとはいえないと肯定的に捉えるかは、「根本的には、国家権力からの規制をできる限り小さくしたいと考えるか、犯罪被害をできるだけ少なくして、社会を秩序あるものとしたいのか」という価値観の対立⁴¹⁾によるし、「国民の自由」と社会の秩序を保障する「良好なる治安」とを対立的に捉えようとする政治的観点の違いなどに起因するという。また、当局の公表するデータをどのように判断するのかは、その時々⁴²⁾の治安対策と関連していることを見落としてはならないのである⁴²⁾。

しかし、「体感治安」はこのような価値観の相違によって勿論その表現は異なってくると思われるが、どのような影響下にあるといえども「民意」の表現である。したがって少なくとも取締り当局にとっては「民意」に従った施策に左右されざるを得ないであろう。

註)

- 1) 警察庁刑事局刑事企画課「犯罪統計資料 平成18年1～12月分」平成19(2007)年2月9日公表。 http://www.npa.go.jp/toukei/keiji_21 『毎日新聞』2007年1月10日、『産経新聞』同年1月11日。
- 2) 「包括罪種」とは、「凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦)」、「粗暴(暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合)」、「窃盗(窃盗)」、「知能(詐欺、横領、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪)」、「風俗(賭博、わいせつ)」、「その他の刑法犯」をいう。
- 3) 註1の警察庁刑事局企画課「犯罪統計資料」および『時事通信』2007年1月11日。『平成18年版 警察白書』によれば、10年前の1997年における『重要犯罪』は、認知件数が12,366件、検挙件数が19,798件、検挙人員が8,654人で検挙率が87.3%であった。
- 4) 『読売新聞』2007年1月8日。「一般刑法犯」は、『犯罪白書』において「刑法犯全体から交通関係業過を除いたもの」、『警察白書』では「刑法犯」は交通関係業過を除いた「刑法」に規定する罪、「特別法犯」は「刑法犯」以外の罪をいい、交通業過を除く。
- 5) 『産経新聞』2007年2月21日。死刑に関する内閣府による世論調査は、1956年4月に第1回が実施されてから2004年12月まで8回行われた。これまで「死刑廃止に賛成」と答えたものが最も多かったのは1975年5月の調査(総理府『昭和50年度世論調査 犯罪と処罰等に関する世論調査』調査日1975年5月21～30日)における20.7%であった。このときは「死刑廃止に反対」したものが56.9%とその数が最も低かった。そして2004年12月に実施された調査では「賛成」が6%と75年調査の三分の一以下に減少したのであった。また、「反対」は、2004年12月に実施された調査(内閣府『平成16年度世論調査 基本的法制度に関する世論調査』調査日において81.4%にもなり過去最高の数字となった。奇しくもこれらの数字は、刑法犯発生率と軌を一にしていることが判る。すなわち、1970年代は最も犯罪発生率が低かったし、90年代以降は急激に同発生率が上昇したのであった。こうした世論が、最近の死刑判決増加を後押ししているのであろうか。

- 6) 内閣府大臣官房政府広報室『世論調査報告書 平成18年12月調査』「治安に関する世論調査」。母集団は、全国の20歳以上で標本数3,000人、抽出方法が層化二段無作為抽出法。調査方法は調査員による個別面接聴取、有効回収数は1,795人(59.8%)であった。『毎日新聞』2007年2月17日、asahi.com 同、『読売新聞』同
- 7) 『同平成16年7月調査』「治安に関する世論調査」。母集団は、全国の20歳以上、標本数3,000人、抽出方法は層化二段無作為抽出法。個別面接聴取で有効回収数は、2,097人(回収率69.9%)。
- 8) 警察庁編『平成18年版 警察白書』ぎょうせい 平成18年8月10日 p71
- 9) 最近の検挙率は、平成13(2001)年の19.8%から同17(2005)年には28.6%まで回復した。
- 10) 『毎日新聞』、『産経新聞』2007年1月5日
- 11) 前田雅英『日本の治安は再生できるか』ちくま新書 2003年6月刊「第三章 治安悪化の根源としての少年問題」pp79-112
- 12) 警察庁生活安全局少年課編『少年非行等の概要(平成18年1～12月)』平成19年2月15日 <http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/34/>
- 13) 警察庁編『平成6年版 警察白書』「第2章 国際化社会と警察活動」
- 14) 警察庁編『昭和58年版 警察白書』「第1章 犯罪の質的变化と警察の対応」
- 15) 法務省法務総合研究所編『平成17年版 犯罪白書』「資料」p412
- 16) 法務省法務総合研究所編『昭和54年版 犯罪白書』「第1章 昭和53年の犯罪の概観」

表⑦：主要犯罪発生率の国際比較

	仏国	独国	英国	米国	日本
1980	4,890	6,198	5,082	5,950	1,160
1988	5,619	7,094	7,064	5,695	1,337
2003	6,666	7,963	11,241	4,063	2,187

『平成17年版 犯罪白書』「資料」より作成
 主要犯罪とは、殺人、強盗、傷害、窃盗、強姦をいう

表⑧：殺人、窃盗の発生率の国際比較

	仏国		独国		英国		米国		日本	
	殺人	窃盗	殺人	窃盗	殺人	窃盗	殺人	窃盗	殺人	窃盗
1988	4.6	3,479	4.1	4,323	2.0	5,372	8.5	5,054	1.2	1,159
2003	3.6	3,715	3.1	3,670	3.3	5,815	5.7	3,588	1.2	1,752

『平成17年版 犯罪白書』「資料」より作成

- 17) 註16掲『犯罪白書』pp22-23および前田雅英前掲書pp119-120。『白書』では、高度な工業化社会になった欧米諸国において犯罪状況の悪化をもたらした要因として以下のように分析している。
1. 高度に発達した資本主義社会の大量生産方式がもたらした人間疎外。その結果としての伝統的倫理への無関心ないし反発、あるいはそこから逃避
 2. 豊かな社会にあふれる消費物資によって刺激される欲望の増大と、それがじゅうそくされない場合の強い欲求不満
 3. 価値観の多様化、コミュニティの解体、権威尊重の希薄化などによる非公式な社会統制の崩壊
- 18) 警察庁編『昭和49年版 警察白書』「第1章 現行警察制度20年を回顧して」
- 19) 厳密に言えば、一般刑法犯発生率を見ると1973年が1091で最も少なく、翌74年には1,095、75年には1,103と次第に増加し、以後2002年に2,240と最も多くなるまで一貫して増加する

- 20) 法務局出入管理局編『平成18年版 出入管理』[第1部 外国人の入国・在留等]
- 21) 法務省法務総合研究所編『平成17年版 犯罪白書』資料
- 22) 検挙率低下の要因として、窃盗および器物損壊の検挙率の低下がある。さらに、強盗の検挙率も低下した。『平成14年版 犯罪白書』
- 23) 註21と同じ。罪名で大きく増加したのは、約1.5倍の「強盗」、約3.2倍の「脅迫」、約1.8倍の「住居侵入」、約2.2倍の「器物損壊」などでこれらは「暴力的9罪種」と呼ばれ「暴力的色彩の強い犯罪」。
- 24) 前田雅英前掲書 pp21-22
- 25) 『読売新聞』2007年3月11日
- 26) 勿論のこと不法残留者がいきなり帰化できるわけではない。手続きとしては在留特別許可を取得して後のこととなるが、政策的に帰化が緩和されたこともあって最近はやや容易に帰化が認められるようになった。
- 27) 『法務省ホームページ 白書・統計』民事局「国籍関係 過去10年間の帰化許可申請者数、帰化許可者数等の推移」<http://www.moj.go.jp> この間の帰化申請者数は、154,901人で帰化許可者数は、154,730人である。数字の上からでは99.9%が許可されていることになる。
- 28) 「外国人犯罪」NIKKEI NET 2007年2月8日
- 29) 「昭和63年以降、中国・台湾から来日した者による犯罪が急増し、平成元年には、検挙件数、検挙人員ともに全体の半数を超えている。これは、昭和62年以降において、中国・台湾から就学生をはじめとする多数の者が来日し、我が国に滞在するこれらの者が増加したことを反映していると思われる」警察庁編『平成2年版 警察白書』[第1章外国人労働者の急増と警察の対応]。この年以降2006年に至るまで一貫して中国人検挙者数および検挙件数は最も多い。表⑥「外国人および中国人による犯罪」参照
- 30) 註28と同じ
- 31) 『昭和55年版 警察白書』[第4章第5節国際犯罪と捜査]
- 32) 表⑥「外国人および中国人による犯罪」参照
- 33) 法務省入国管理局編『平成18年版 出入管理』[第1章第1節外国人の出入国の状況]
- 34) 前田雅英『二本の治安は再生できるか』ちくま新書 pp59-60。警察庁編『平成12年版 警察白書』
- 35) 法務省編『平成16年版 犯罪白書』[第1編 平成15年の犯罪の動向]
- 36) 註16に同じ
- 37) 警察庁刑事局刑事企画課『犯罪統計資料 平成18年1-12月』〔暫定値〕第10表 来日外国人による刑法犯・特別法犯 検挙件数・検挙人員 対前年比較]
- 38) 警察庁『緊急治安対策プログラム』平成15(2003)年8月
- 39) 警察庁『治安再生に向けた7つの重点』平成18(2006)年8月
- 40) 「7つの重点」とは、1.安全・安心なまちづくり 2.重要犯罪等に対する捜査の強化 3.組織犯罪対策・来日外国人犯罪対策 4.テロ対策と謀報事案対策 5.サイバー空間の安全確保 6.政府目標達成に向けた重点的な交通安全対策 7.治安基盤の強化
- 41) 法務省法務総合研究所『平成18年版 犯罪白書』[第六編 特集 刑事政策の新たな潮流]
- 42) 前田雅英『二本の治安は再生できるか』ちくま新書 pp23-24

資料①

一般刑法犯認知および検挙件数の推移（1971～2006年）

年度	認知件数	検挙件数	年度	認知件数	検挙件数
1971	1,244,168	690,027	1989	1,673,268	772,320
1972	1,223,546	700,378	1990	1,636,628	692,593
1973	1,190,549	688,328	1991	1,707,877	654,538
1974	1,211,005	699,535	1992	1,742,366	636,290
1975	1,234,307	713,031	1993	1,801,150	723,610
1976	1,247,631	743,048	1994	1,784,432	767,844
1977	1,268,430	723,509	1995	1,782,944	753,174
1978	1,336,922	779,697	1996	1,812,119	735,887
1979	1,289,405	765,945	1997	1,899,564	759,609
1980	1,357,461	811,189	1998	2,033,546	772,282
1981	1,463,228	870,513	1999	2,165,626	721,284
1982	1,528,779	916,058	2000	2,443,470	576,771
1983	1,540,717	929,321	2001	2,735,612	542,115
1984	1,588,693	1,002,923	2002	2,854,061	592,359
1985	1,607,697	1,032,879	2003	2,790,444	648,319
1986	1,581,411	990,650	2004	2,563,037	667,620
1987	1,577,954	1,012,076	2005	2,269,293	649,503
1988	1,641,310	982,165	2006	2,050,850	640,657

法務省『犯罪白書』および警察庁『警察白書』および「犯罪統計資料 平成18年1～12月」

資料②

一般刑法犯検挙率の推移（1971～2006年）

年度	検挙率	年度	検挙率
1971	55.5	1989	46.2
1972	57.2	1990	42.3
1973	57.8	1991	38.3
1974	57.5	1992	36.5
1975	57.8	1993	40.2
1976	59.6	1994	43.0
1977	57.0	1995	42.2
1978	58.3	1996	40.6
1979	59.4	1997	40.0
1980	59.8	1998	38.0
1981	59.5	1999	33.8
1982	59.9	2000	23.6
1983	60.3	2001	19.8
1984	63.1	2002	20.8
1985	64.2	2003	23.2
1986	62.6	2004	26.1
1987	64.1	2005	28.6
1988	59.8	2006	31.2

警察庁『警察白書』および「犯罪統計資料平成18年1～12月」

資料③

凶悪犯認知および検挙件数の推移（1971～2006年）

年度	認知件数	検挙件数	検挙率	年度	認知件数	検挙件数	検挙率
1971	10,918	9,647	88.4	1989	5,899	4,990	84.6
1972	10,849	9,806	90.4	1990	5,930	4,972	83.4
1973	9,803	8,710	88.9	1991	6,014	4,988	82.9
1974	9,737	8,652	88.6	1992	6,338	5,110	80.6
1975	9,702	8,630	90.0	1993	7,064	6,307	89.3
1976	9,336	8,363	89.6	1994	7,320	6,411	87.6
1977	9,226	8,127	88.1	1995	6,768	6,173	91.2
1978	8,695	7,678	88.3	1996	7,010	6,237	89.0
1979	8,833	7,739	87.6	1997	7,684	6,733	87.6
1980	8,516	7,397	86.9	1998	8,253	6,991	84.7
1981	8,711	7,786	89.4	1999	9,087	6,859	75.5
1982	8,705	7,505	86.2	2000	10,567	7,175	67.9
1983	8,134	7,120	87.5	2001	11,967	7,320	61.2
1984	7,856	6,936	88.3	2002	12,567	7,604	60.5
1985	7,425	6,644	89.5	2003	13,658	8,238	60.3
1986	7,151	6,247	87.4	2004	13,064	7,924	60.7
1987	7,095	6,199	87.4	2005	11,360	7,418	65.3
1988	6,582	5,724	87.0	2006	10,124	7,125	70.4

警察庁『警察白書』および「犯罪統計資料平成18年1～12月」

資料④

窃盗犯認知および検挙件数の推移（1971～2006年）

年度	認知件数	検挙件数	年度	認知件数	検挙件数
1971	1,026,094	494,921	1989	1,483,590	619,214
1972	1,006,675	503,935	1990	1,444,067	537,300
1973	973,876	491,900	1991	1,504,257	493,902
1974	1,013,153	517,693	1992	1,525,863	468,479
1975	1,037,942	535,760	1993	1,583,993	553,319
1976	1,049,748	564,285	1994	1,557,738	587,119
1977	1,073,393	548,502	1995	1,570,492	587,266
1978	1,136,648	599,309	1996	1,588,698	566,207
1979	1,107,477	605,913	1997	1,665,543	586,648
1980	1,165,609	641,382	1998	1,789,049	597,283
1981	1,257,354	688,085	1999	1,910,394	561,148
1982	1,313,901	726,032	2000	2,131,164	407,246
1983	1,335,258	747,981	2001	2,340,511	367,643
1984	1,365,705	801,481	2002	2,377,488	403,872
1985	1,381,237	827,818	2003	2,235,844	433,918
1986	1,375,096	806,634	2004	1,981,574	447,950
1987	1,364,796	821,831	2005	1,725,072	429,038
1988	1,422,355	792,752	2006	1,534,528	416,281

警察庁『警察白書』および「犯罪統計資料平成18年1～12月」